

財団法人宮城県建築住宅センター
住宅事業建築主基準への適合性に関する評価業務約款

(趣旨)

第1条 この住宅事業建築主基準への適合性に関する評価業務約款(以下「業務約款」という。)は、財団法人宮城県建築住宅センター(以下「乙」という。)が、申請者(以下「甲」という。)の計画する住宅事業建築主基準に係る適合性に関する評価業務(以下「評価業務」という。)を受託するに際し、乙が別に定めた住宅事業建築主基準への適合性に関する評価業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、引受業務契約をすることについての必要な事項を定める。

(責務)

第2条 甲及び乙は、契約した業務を適正に遂行するため、エネルギー使用の合理化に関する法律、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、乙の定めた業務規程及び業務約款に基づいて契約したことを、誠意を持って履行しなければならない。

2 甲及び乙は、評価業務を遂行するに当たり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。

(1) 甲の責務

イ 甲は、業務規程に従い申請書並びに評価業務に必要な図書(以下「申請図書」という。)を乙に提出しなければならない。

ロ 甲は、乙が請求した場合は、乙の評価業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の評価対象住宅(以下「対象住宅」という。)の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

ハ 甲は、申請図書の内容を変更する場合、または、乙が申請図書の誤り等を指摘した場合は、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

ニ 甲は、適合性を評価しない基準がある場合にあつては、その旨を記載した申請図書を提出しなければならない。

ホ 甲は、業務規程に基づき算定され、乙が発行する請求書に記載された額の評価業務手数料(以下「手数料」という。)を、第4条に定める支払期日までに支払わなければならない。

(2) 乙の責務

イ 乙は、関連法令によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、評価業務を行わなければならない。

ロ 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(契約の締結)

第3条 甲が、評価業務を乙に業務委託するときは、乙が定めた業務規程及び業務約款に基づき、乙が引き受けたときに契約を締結したものとする。

(手数料の支払期日)

第4条 甲の手数料支払期日は、乙が発行する請求書に記載された期日とする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合書を交付しない。この場合において、乙が当該適合書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(手数料の支払方法)

第5条 甲は、業務規程に基づく手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座等に振込等の方法で支払うものとする。

2 手数料の払込等に要する費用は、甲の負担とする。

3 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(手数料の返還)

第6条 乙が収納した手数料については、返還しない。ただし、乙の責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかったときは、甲へ返還する。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

イ 乙が、正当な理由なく、評価業務を完了せず、又その見込みのない場合

ロ 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 甲は、前項に規定する場合のほか、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 甲は、第1項の契約解除の場合、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 甲は、第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 乙は、第2項の契約解除(申請の取り下げ)のうち、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。

6 乙は、第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、損害を受けているときは、その

賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに手数料を支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により適合書を交付することができないとき
- 2 乙は、前項の契約解除のうち、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 乙は、第1項の契約解除の場合、前項の定めるほか、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、第7条および第8条の規定による契約の解除もしくは、この契約に基づく法律行為により損害を受けた場合において、第2条第2項第1号1の規定に基づき甲から乙へ支払われた手数料の額を限度として相手方に損害賠償請求できるものとする。ただし、次の各号のいずれかにあたるときは、乙は一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に誤記等の不備があり、それに基づいて乙の評価業務が行われたとき
- (2) 乙に故意又は重大な過失がなく、評価業務を行った各種計算プログラムのバグ等、乙の予見不可な事情により乙の評価業務に誤りが生じたとき

(乙の免責)

第10条 乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅が建築基準法及びエネルギーの使用の合理化に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、評価業務を実施することにより、対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な評価業務を行うことができなかった場合は、当該評価業務の結果に責任を負わないものとする。

(所管行政庁等への説明)

第11条 乙は、関係所管行政庁等から説明を求められた場合には、当該事案にかかる評価業務の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁等に説明することが

できるものとする。

(秘密保持)

第12条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 公的な機関から登録を求められた場合
- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附 則

この約款は、平成21年12月25日より施行する。